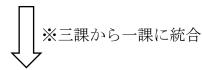
第52回杉並区自転車等駐車対策協議会の開催にあたって

§ 1. 組織の新体制について

令和6年度より交通分野を強化し、一体的な組織運営を行うため、すぎ丸をはじめとする地域交通、自転車の活用推進及びネットワーク並びに交通安全、自転車駐車場の整備運営や放置自転車の啓発・撤去活動をはじめとする自転車対策の分野を統合して、都市整備部管理課交通企画担当に一元化しました。

〈令和5年度〉

都市整備部 管理課 交通施策担当(交通企画係、自転車計画担当) 都市整備部 土木管理課(※**自転車対策係**) <u>※事務局</u> 都市整備部 杉並土木事務所(交通安全係)



〈令和6年度〉

都市整備部 管理課 交通企画担当

(交通企画係・自転車活用推進係・※自転車駐車場係) ※事務局

§ 2. 前回の協議会の報告内容について

令和4年度の放置自転車対策の概要、杉並区自転車活用推進計画(案) を報告事項とし、委員の皆様から様々なご意見をいただきました。

ご意見の中でご要望のありました、杉並区自転車活用推進計画(案)の パブリックコメントに対する区の考え方を本日お配りしています。

§ 3. 前回の協議会から今回の協議会までの取組み経緯について

杉並区自転車活用推進計画(案)については、2月に策定し、今年度より計画に位置付けた取組を実施しています。

また、前々回の協議会での報告した通り、JR中央線の自転車駐車場4 箇所(西荻窪西、阿佐ヶ谷東、高円寺東及び阿佐ヶ谷西)については、7 月からジェイアール東日本都市開発により、管理運営を行っています。

§ 4. 本日の報告及び議題

- (1) 杉並区自転車活用推進計画の取組について
- (2) 区立自転車駐車場の管理運営について
- ※計画に位置付けた「管理運営の見直し」について、

区立自転車駐車場の現状・課題を共有させていただき、ご意見を伺えればと存じます。